

The conference of Tohma



2010.2
第143号

とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111



消防出初め式（1月5日）

第4回
定例会開催

今号の目次

町政を問う（一般質問）	P 2
議案の審議	P 8
地方の声を国政の場へ	P10
常任委員会の管外行政視察報告	P12
第5回臨時会	P17
議会のうごき	P18
委員会活動	P18
議案審議の結果	P19



平成21年 第4回定例会

平成21年第4回定例町議会は、12月16日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、人権擁護委員候補者の推薦、備荒資金組合を組織する市町村の数の増減のほか、財産の貸付、補正予算4件、さらに議員より提出された意見書1件などを審議しました。

また、総務文教・産業福祉の各常任委員長から管外行政視察の報告がありました。

なお、今号では第5回臨時会（11月26日開催）の審議結果についてもお知らせします。

〔議案審議結果は19ページをご覧ください〕

●
ここが聞きたい

町政を問う

第4回定例会において、山下、成田、澤田、加藤の4議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

A & Q



問

上川中部の
消防広域連携協議への対応は

答

消防力の強化に向け今後も検討



山下 議員

問

上川管内中部の消防広域
連携で、平成17年から市と
周辺8町の協議が進められており
ます。広域化の方式をめぐる議論
が長期化する中で、大雪消防組合
3町が協議からはなれ、上川中部
消防組合の当麻を含む5町と旭川
市は今年の夏、市に消防事務の大
半を任せる事務委託方式を想定し
た情報交換を始めており、1市5
町の消防広域化が先行する可能性
が出てきたと10月7日の新聞に掲
載されました。

国の消防広域化基本計画方針で

は、消防本部の管轄する人口は
30万人以上を単位とする方針が打
ち出されており、道が策定した消
防広域化推進計画でも、十分な効
果を上げるには、1市8町全体の
連携が望ましいとしています。

現在、大雪消防組合3町が上川
中部の消防連携協議から抜けて新
たな段階を迎え、今後1市5町だ
け先行して事務委託方式で取り組
んでいくのか。報道によると旭川市
への事務委託により8町全体で
6千万円の経費削減になると8町
に示したとされていますが、1市
5町だけで広域化を進めると今ま
で以上に各町の負担は増えると共
に、地元住民の生命財産、治安を
守る消防業務の権限などをすべて
旭川市に委ねることになります。
道内では事務委託方式、一部事

消 防 体 制

務組合方式のいずれもほかの自治
体に委ねることに疑念が強く統合
は進んでいない状況であり、広域
連携するにしても一部事務組合方
式が主流とされており。

いまのところ、事務委託方式は
釧路管内の白糠町と釧路市の1例
のみとなっています。消防業務に
よるサービスを受けるのは地域住
民ですので、広域化案を広く説明
し、より一層熟慮時間を持ち1市
8町の中であくまでも話し合いを
もち判断することが今後に必要な
ことであると考えます。

そこで、今までの経過説明と現
段階での町の考え方を伺いたいと
思います。



町 長

答

消防の広域化につつまし
ては、災害の多様化、大規
模化等に対応した消防体制の整備
充実を図ることにより消防力を強
化し、住民サービスの向上と併せ
て消防行財政運営の効率化を図る

ことを目的として平成18年6月に
消防組織法が改正されております。
北海道は、消防庁から示された
「市町村の消防の広域化に関する
基本指針」に基づき平成20年3月
に「北海道消防広域化推進計画」
を策定しておりますが、この推進
計画では、平成24年3月を広域化
実現の目途とし、道北地区につま
ましては現在の13本部を5本部へ
と統合広域化する計画になってお
ります。

当町につつましては「上川中部
圏」の消防本部に位置づけされて
おり、現在の上川中部消防組合・
旭川市・大雪消防組合の3本部1
市8町が統合される組合せが望ま
しいとされております。

このことを踏まえ、3本部1市
8町が広域化について協議・検討
を行い、8町におきましては、昨
年10月、旭川市に対して「一部事
務組合方式」と「本部機能一部委
託方式」の検討をお願いしたとこ
ろであります。

しかしながら、旭川市からの回
答では、事務処理の効率性や広域
化によるスケールメリット確保の
観点から、方式としては「旭川市
への全部委託」が適当であるとの

考えが示されました。

この回答を受け美瑛・東川・東神楽の3町で構成する大雪消防組合は、希望していた「一部事務組合方式」が採用されないことから、今後は1市8町の協議から抜けることで決定したところであり、ご指摘の1市8町の中であくまでも話し合いを持つことは不可能な状況にあります。

現在、上川中部消防組合の5町につきましては、大雪消防組合を除いた形での委託費・消防力・消防団の連携・職員給与・階級など多くの課題について検証及び検討を進めている段階であり、現時点で決定している事項はございませんので、現段階で町の考え方をお示しすることはできません。

いずれにしても当町としましては、広域化について国や北海道が示す「消防力の強化」「住民サービスの向上」「財政の効率化」などを踏まえ、現行の体制より低下することがないよう十分留意し、他町との連携はもちろん、町民皆さんの意見を伺い、議員各位にご相談申し上げとり進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

問

- ① 公用車の小型化を
- ② 今後の森林整備と保全について

答

- ① 既に低公害車への切り替えを実施
- ② 持続可能な循環型森林経営を目指す

公 用 車 ・ 森 林 整 備



成 田 議 員

問

① 省エネとCO₂削減という観点から、公用車を小型化し車両の維持、管理費を削減することにしてお尋ねします。

公用車の利用の状況は、定員5人の車に1人か2人、多くても3人であり、あまり満度に乗っているのを見たことがありません。

10人を超える時はマイクロバスで出かけるので、1,600CCや1,800CCの車は更新の都度に、軽自動車に切り替えていくべきと考えます。そうすると車両

代も燃料費も減少し、同時にCO₂が削減され環境対策にも繋がります。

② 公用車の利用目的によっては小型化できない車両もありますが、公用車の乗車効率は定員に対し何人乗っているのか、普通車と軽自動車における燃費や、車両の購入費、CO₂の排出量などの比較をされてはどうかと思います。

一般町民の間にも、経済性を考え家計を守る上で、普通車から軽自動車に切り替える動きが顕著になっております。

町の苦しい財政を考えると、軽自動車に替えても良い車両があれば切り替えるべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

② 次に、今後の森林整備と保全について質問いたします。

森林は緑のダムと言われ、特に天然林は人工林に比べ保水力に優れていると言われております。

しかし、森林は、その扱い方によつては多くの住民の生活を破壊しかねない自然災害をもたらすことも事実であり、長期展望にたつて維持・管理・育成を必要としています。

このため、平成13年に「森林・林業基本法」が改正され、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備計画を策定し、水土保全林・森林と人との共生林・資源の循環利用林に区分した森づくりを目指しております。

財政の厳しい中、将来の望ましい森林へ誘導するため、今後どのような施策を実施されるのか町長のお考えを伺います。

答

町 長

① ご質問の一点目、公用車の小型化についてのご質問であります。現在、本町ではダンンプトラック、グレーダー等の道路維持作業車を除き公用車として28台所有しており、利用方法としては、各家庭等への訪問、各現場等の確認、町外への出張等の業務により公用車を活用しているところであ

ります。

平成15年には公用車を33台所有していましたが、財政的な状況を考慮し、現時点では5台減少させておりますし、平成16年度には町長専用車を廃止したほか、昨年度導入しました公用車につきましても、中古車を購入した経過もあり、総体的に車両に関する経費の圧縮に努めているところであります。

本年度の公用車の更新につきましては、既に2台の車両を更新しておりますが、導入した車両は軽自動車であり、また、環境問題にも配慮し、国土交通省が認定しております低排出ガス車認定制度の「平成17年排出ガス規制基準値より有害物質を50%以上低減させた自動車であること」を仕様条件として入札を執行し、本年5月20日に納入したところであります。

また、6月の第2回町議会定例会にてご議決いただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、環境対応車を2台導入する計画につきましても、先に示した低排出ガス車認定制度を仕様条件としたほか、燃費につきましても一定条件を付した上で入札を

執行し、来年3月に納入される予定となっております。

以上のようなことから既にCO₂の排出量や燃費の面を考慮し導入を進めているところであり、経済面、環境面での取組みにつきましては、かなり進んでいると考えております。

現在の公用車28台のうち軽自動車につきましても4台となっておりますが、今後の公用車の更新計画の中で各担当課の業務内容、さらにCO₂の排出量や燃費の面を考慮し公用車の小型化、また軽自動車の導入も検討してまいります。



今年度導入の公用車

② 次に、二点目の今後の森林整備と保全についてであります。当麻町の森林面積は、1万3,4

20haと行政区域面積の約65%を占めており、個人所有のほか、国、北海道、町など所有形態別に管理されております。

議員ご指摘のとおり森林が適正に管理されなければ、自然災害や水源の枯渇など町民生活に大きな影響を及ぼすものであると理解しているところであります。

森林に対する国民の要請が多様化し、木材生産機能から水源のかん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化防止など多面的な機能発揮が求められるようになってきたことから、国は平成13年に「旧林業基本法」を「森林・林業基本法」に改正し、将来にわたって適正な森林整備と保全を実現していくこととしております。

当町におきましては、この法律に基づき「当麻町森林整備計画」を策定し、水土保全林では水源かん養と山地災害防止、森林と人との共生林では生活環境保全と保健文化、資源の循環利用林では木材生産というように重視すべき機能ごと森林を区分し、施業の方法や伐採の取扱いについて定めておりますし、今後におきましてもこの法律と計画を遵守し、町内の森林

整備を推進してまいります。

具体的な施策としましては、私有林に対する支援・指導については、今後増加が予想される伐採跡地の再造林に対し、現在、町と北海道で行っている助成制度を継続するため、北海道と調整を図りながら制度を継続していくよう協議してまいります。

また、間伐等の保育事業の支援については、森林所有者の皆さんに森林の持つ公益的機能の重要性をご理解いただけるよう国などの施策を活用し、適正な指導を森林組合と協力し推進してまいります。

町有林の整備については、これまでも間伐等の保育作業を適期に実施するよう努めてまいりましたが、現在、本格的な造林を開始してから約50年が経過し人工林が成熟しつつあります。今後十数年のうちに主伐を実施し、再造林を行うべき森林が発生することから、北海道と協議し、造林から主伐までの持続可能な循環型森林経営を目指してまいります。

森林の持つ水源かん養機能などの公益的機能の低下は、農業を基幹産業とする当町にとりまして大変重要な問題であります。近年の

地球温暖化対策等環境保全に対する意識が高まる中、国の制度を十分に活用し、北海道及び森林組合

との連携を図りながら町内の森林整備と保全を推進してまいりますのでご理解願います。

問

ヒブワクチンの予防接種に
公費助成を

答

今後、国の動向を注視し対応



澤 田 議 員

問 乳幼児の予防接種、ヒブワクチンの予防接種についてお伺いします。

ヒブワクチンとは、インフルエンザ菌b型(Hib)ヒブ)による乳幼児の細菌性髄膜炎(脳膜炎)を予防するワクチンです。

細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌がとりつくという重大な病気で、全国で毎年約1,000人

予 防 接 種

欧米では、80年代からワクチンの必要性が認識され、世界保健機関(WHO)は、98年より乳児への定期予防接種を推奨しており、すでに120カ国以上で定期化した公費負担などで接種が行われています。

日本においては、世界から20年遅れて昨年12月によりやくヒブワクチンが承認され、接種できるようになり、また、小児用肺炎ワクチン(7価ワクチン)も欧米より約10年遅れて今年10月に承認され、来春より接種が可能になると聞いています。

接種回数は年齢により異なりますが、生後2ヶ月から5歳未満まで最大4回必要とされています。

しかし、保険のきかない任意接種のため、ヒブワクチンの場合標準的な費用が1回につき7千円から8千円と高額で、4回接種した場合約3万円前後かかります。さらに肺炎ワクチンは、まだ接種料金は決まっていませんが、1回1万円前後で合計約4万円とも予想され、親にとって家計に大きな負担となり、感染前の予防が最重要だと分かっているにも簡単にはできないのが現状だと思えます。

厚生労働省では、接種料の公費負担を可能にする定期接種化を検討するとし、研究班を立ち上げる方針を固めたとも聞いていますが、それらの動きに先駆けて、東京都では、今年4月からヒブワクチン接種の公費助成を実施する区・市町村に対し助成額の半額を補助する支援策を導入し、4区1市で既に助成が始まっています。

また、今は東京だけでなく、全国各地で実施予定や検討中の市町村も増え、子育てに励むお母さんたちの間でヒブワクチン接種への関心が高まっています。

当麻町では、ヒブワクチンの任意接種について、町民に対しどのように情報提供を行っているのでしょうか。また、現在、公費負担で実施している乳幼児の予防接種の種類についてもお伺いします。

ますます高齢化社会が進む中、子供たちの誕生や成長を見守るのは、将来に対する明るい希望でもあります。

当麻町におきましても、幼い命を細菌性髄膜炎から守るためヒブワクチンの予防接種の公費助成を早急に導入すべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

答

町 長

予防接種は、これまで多くの疾病の流行防止に成果をあげ、感染症による患者の発生や死亡者の減少について大きな効果を發揮しております。

また、予防接種には、定期の予防接種と任意の予防接種があり、定期の場合は予防接種法で定められている一定年齢の対象者に公費負担があり、任意の場合は公費負担がなく、保護者の希望がある場合や海外渡航で任意接種が必要な場合に自費で受けることができます。

ご質問のヒブワクチンに対する情報提供についてですが、ヒブワクチンは任意接種であることから、おたふくかぜ、水ぼうそう等のワクチン接種と同様、妊婦の方には母子手帳をお渡しするときに予防接種の内容が掲載された母子健康手帳副読本を、出生届、転入時には、予防接種に関する小冊子を配付し対応しております。

また、保健師が健診や訪問時に保護者から接種の相談があった場合は、随時相談に応じております。

ヒブワクチンは、厚生労働省の承認があつてからまだ日が浅いた

め乳幼児の保護者の皆さんには理解されていない面もあるかと思いますが、今回、澤田議員からご質問をいただいたことにより、町民の皆さんにさらに周知されることと思ひます。

次に現在、公費負担で実施している乳幼児の予防接種の種類についてですが、予防接種法で定められた定期接種では、「百日せき」「ジフテリア」「破傷風」「麻しん」「風しん」「ポリオ」「BCG」の予防接種があります。また、任意接種ではありますが、11月26日の町議会臨時会にてご議決いただきました新型インフルエンザワクチン接種について、1歳から中学生までの範囲で1回目分について助成を実施している状況であります。

ヒブワクチンは、平成19年1月に厚生労働省が承認し、平成20年12月から販売が開始され、医療機関で接種できるようになっておりますが、現在、厚生労働省では、ヒブによる細菌性髄膜炎を予防接種法の対象疾病として定期予防接種に位置付けるかどうかについて、ヒブワクチンの有効性や安全性等の検討が重ねられている状況であ

ります。

また、北海道町村会の政策懇談会の中でヒブワクチンの定期予防接種化について取り上げられてお

りますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解願ひいます。

問

学童保育の定員枠拡大を

答

既に体制拡充を計画中



加 藤 議 員

問 学童保育は、放課後保護者のいない小学校低学年児童の健全育成の向上を目的に設置されていいます。

現在、小学校1年生から3年生までの学童70名が育成・指導を受けており、保護者は安心して働くことができるかと喜んでおります。学童保育の現場である当麻スポ

学 童 保 育

ーツセンター2階は、スペースがいっぱいであり、もう少しゆとりが必要ではないかと思ひます。そのため、隣の農村環境改善センターに分室をつくることを検討してみたいかがでしょうか。

また、待機者が出る年もあり、もう少し定員枠を増やすことにより、当麻町へ若い人たちが分譲地を買って移住することにもつながると思ひますが、町長はどのように考えているのか伺ひます。

答 町 長

学童保育については、放課後保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図ることを目的として、平成13年4月から定員40名、スポーツセンター2階で開設し、その都度申込状況に合わせて定員を拡充し、本年度からは70名の定員により実施しております。

ご質問の設置場所のスペースについては、児童全員が出席した場合、保育スペースが若干狭い状況であります。スポーツセンターでの保育については、いつでも直ぐ運動場が使用できますし、隣にはプールがあるなど周辺の環境も良いことから、開設当初よりスポーツセンターで学童保育を実施している経過にあります。

定員につきましては、国のガイドラインにより1学童保育、最大70名までとされており、71名以上の規模にした場合、補助金が受けられないことから70名の定員としておりますが、本年4月に待機児童がでたこともあり、既に保護者に対しアンケートを実施した上で来年度の利用見込みを立てております。

いずれにしましても、来年度に

つきましては内部協議により待機児童を出さない方針を確認しております。この後、全員協議会にて説明申し上げますが、総合開発計画後期計画ローリングの中で、来年度の申込みが70名の定員をオーバーした場合、スポーツセンターと隣接する農村環境改善センターの1室を使用し2カ所で行う体制を計画に盛り込んでおりますので、小学校低学年のお子様を持つ保護者の皆さんへのご要望にお応えできるものと考えております。



学童保育の様子



推せん

人権擁護委員候補者の推薦

平成22年3月31日で任期満了となります。貞森裕一氏(中央4区)の後任として、高数後征雄氏(4条東2丁目)を委員に推薦することに適任として答申しました。



高数後 征雄 氏



変更

北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について

この変更は、北海道市町村備荒資金組合規約で、北海道内の市町村をもつて組織すると規定されていることから、このたび合併した紋別郡上湧別町と湧別町を廃止し、新たに紋別郡湧別町が設置されることに伴い、組合を組織する市町村の数を変更しました。



貸付

財産の貸付について

平成17年3月閉校の旧伊香牛小学校校舎と学校敷地の一部を社会福祉法人当麻かたるべの森に無償で貸付けを行い、かたるべの森が障がい者の支援施設として使用するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決後、契約するものです。

貸付物件は、昭和52年建設の鉄筋コンクリート2階建ての校舎1,654㎡、学校敷地1万9,463㎡のうち8,762㎡です。

なお、かたるべの森では、障がい者の活動や就労支援を支えるための拠点施設及び北海道初の障がい者の芸術活動を支援する常設美術館の設置などが計画されています。



補正予算

平成21年度当麻町一般会計補正予算(第7号)

現行の予算に9,652万円を追加し、予算の総額を53億5,4

13万1千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、総務費の職員給与費で、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給率の引き下げ等による減額、財産管理費で、土地開発基金で保有している旧ニヘイ木材用地の購入費用として増額、防災行政費で、通信衛星を利用し地震などの緊急情報を瞬時に住民に伝達する全国瞬時警報システム整備事業として増額。民生費の児童措置費で、当麻保育園の入所乳幼児の増により保育単価が増加したため保育所運営費事業で増額。諸支出金の基金費で、公共施設整備基金積立金等を増額補正しました。

歳入では、総務費国庫補助金の防炎情報通信設備整備事業交付金で増額。町債の総務債で臨時財政対策債を増額補正しました。

また、債務負担行為で、21年の冷湿害により農作物被害を受け、農業収入が減収になったことに伴い、当麻農協が融資する資金について町と農協で利子補給を行うため、農業経営緊急支援利子補給事業を追加しました。

地方債では、臨時財政対策債発行可能額の確定により限度額を変

更しました。

平成21年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第2号）

現行の予算に331万円を追加し、予算の総額を8,555万6千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、総務管理費の一般管理事業で、新型インフルエンザ予防接種対応のため、受付事務員を一定期間1名増員することに伴う医療事務委託料などの増額。医療費の医療材料購入事業で、新型インフルエンザワクチン代等を増額補正しました。

歳入では、新型インフルエンザ予防接種実施のため、診療収入の諸検査等収入の増額。繰入金で、診療収入が増加したことに伴う減額等の補正をしました。

平成21年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）

現行の予算に2千341万7千円を追加し、予算の総額を7億6,354万2千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、認知症対応型通所介護などの利用者の増により地

域密着型介護サービス給付金で増額、訪問介護など利用者の増により居宅介護サービス給付金で増額、介護老人保健施設など入所者の減により施設介護サービス給付金で減額。特定入所者介護サービス等費で、施設入所者の減少により特定入所者介護サービス給付金等で減額補正しました。

歳入では、国庫支出金の介護給付費負担金で介護サービス保険給付費の増加等により増額。支払基金交付金の介護給付費交付金で増額。繰入金で介護保険給付費準備基金繰入金で増額補正しました。

平成21年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に61万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,661万8千円としました。

◎補正の内容

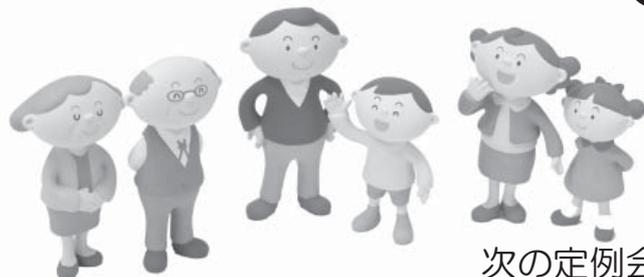
歳出では、公共下水道費の一般管理費で、21年4月の職員の人事異動に伴い給料及び手当等を増額補正しました。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金で増額。繰越金の前年度繰越金で増額補正しました。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。



次の定例会は3月です。お気軽においでください。



意見書

地方の声を国政の場へ

第4回定例会では産業福祉常任委員から提出されました意見書1件を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

サンルダム本体工事凍結解除を求める意見書

北海道第二、国内第四の長大河川の天塩川は、北海道北部における社会、経済、文化の基軸をなす重要な河川であり、北海道遺産にも選定されております。

天塩川流域では、水系の恵みによって、主に稲作、畑作、酪農のほか河口部では漁業が盛んに行われておりますが、開拓以来幾たびとなく洪水が発生し、家屋や農地に甚大な被害をもたらしておりました。

また、近年では、まとまった雨と融雪による出水が重なったこと、さらに発達した低気圧により山沿いで多量の雨が降り、河川の水位が上昇し、天塩川水系名寄川では危険水位を超過したのをはじめ、各地で警戒水位に達するなど年間二度も出水被害に見舞われ、また、異常渇水も起きており、地域住民に多大な脅威をもたらしました。

このような状況下、流域における住民の生活安全と農業など経済活動の安定を期するためにもサンルダムは極めて重要な多目的ダムと位置づけられており、流域や地域の住民にとって安心安全な日々の生活、安定した利水の拡大による生活向上に大きな期待を寄せているところであります。

現在、道道下川雄武線の付け替え道路工事が鋭意進められておりますが、昭和63年の実施計画調査以来21年の歳月が経過しているいま、一刻も早く多面的機能を有するサンルダムの本体工事を着工し完成させることを上川管内自治体の総意をもって、心よりお願い申し上げます。

ぜひ、流域に住むものの心情をご理解いただき、本体工事凍結の解除をしていただきたく、強く要望するものであります。

あわせて、サンルダムを含む天塩川水系河川整備計画の着実な実施を要望いたします。

各常任委員会の管外行政視察報告

総務文教、産業福祉の2常任委員会では、10月に各常任委員会が所管する行政視察を実施しました。視察の内容を今後の町政に反映すべく、その概要を報告します。

新冠町

閉校施設を競売に… 施設利用の事例を調査

●総務文教常任委員会／視察日 平成21年10月19日

過去17年間で全国の公立校の廃校数は5,000を超し、そのうち北海道は584校と全国でも最多を記録していますが、少子化と過疎が相まって急増する廃校と跡施設の再利用問題について、総務文教常任委員会では再利用促進に向けた先進的な取り組みを行い、際立った実績を上げている新冠町の事例を調査・視察しました。

新冠町は太平洋に面して日高地方のほぼ中央に位置し、面積は586km²(当麻町の約2.8倍)を有し、その77%を森林が占め、農地はわずか10%という地理的条件下にあります。道内きつての馬産地として有名な町です。

人口は約5,900人、世帯数は約2,600世帯と当麻町よりやや少ない町ですが、その一方で平成20年度の一般会計が約50億円と、当麻町よりやや大きな財政規模となっています。

道内ではここ最近、年間50校も

の廃校が発生し大きな社会問題化していますが、そうした状況の中で、新冠町でも平成14年に近隣3町との合併問題が持ち上がった事を契機に、財政的な理由から9校を設置されていた小学校のうち7校を閉校して2校に統廃合するマスタープランを作成し、各地域住民と協議を重ねる中、平成18年に統廃合準備委員会を設立しました。

また時期を同じくしてホームページを立ち上げるなどの準備を通して、跡施設利用の活用アイデアを公募するなど本格的な小学校の統廃合と再利用に向けて動き出しました。(なお余談ですが、ホームページを立ち上げる際には、当麻町のホームページが大変参考になったそうです)

そして平成20年3月末には計画通り7校を閉校し、同時に7校の跡施設をインターネットなどを通して譲渡先を公募し、4月には3施設を入札などで有償譲渡。翌、

平成21年6月には1校を「ヤフー公有財産売却システム」で売却。9月には1校を随意契約で有償譲渡するなど、現在2校を残して5校が、それぞれ住居型有料老人ホームや事業所の事務所、競走馬クラブオーナーの交流拠点や美術館、児童自立援助ホームなどに生まれ変わり、利・活用されています。

学校施設の売却については、国庫納付金の取り扱いをめぐって以前より様々な規制があり、実現にはかなりの困難が伴いましたが、「施設の有効利用とインターネットによる売却」をキーワードに、町の担当者が道教委や文部科学省に掛け合い奔走した結果、道教委や文部科学省からも実現に向



新冠町役場にて

けて積極的にアイデアや情報を提供してくれたそうです。

その後、財務省から文部科学省に対して財政的理由により小中学校の統廃合を進めるよう要請がある中、平成19年3月と翌20年6月の2度にわたり、「学校施設譲渡に伴う国庫納付金の取り扱い」の改正が行われ、学校の統廃合に伴い施設を売却した場合には、「売却益の国庫納付金相当額以上を既存校の改修の財源に充てるなどを目的として基金に積むことで返済が免除」される仕組みが出来ました。

これにより前述のように7校の有償譲渡や売却・再利用が可能となりましたが、譲渡や売却推進にあたっては、応募者からのしっかりとした事業計画書の提出、地域との調整・連携の仕組みづくりが重要であるばかりでなく、全町あげての支援体制づくりと、譲渡に対する町側の「一定期間をかけた成果の検証」も将来的に重要な要素となってまいります。

新冠町では応募者の事業実現のために行政による様々な支援制度を創設し、再利用事業の円滑な推進のために、譲渡益の半分を改修

費等の助成に当てるなどの支援も引き続き行っております。

インターネットの活用による廃校の売却と再利用の実現化。その背景には担当職員の熱い思いと共に、各省庁の政省令をはじめとした様々な最新情報の収集活動、そして人と人とのネットワークを通して新しい発想で企画・立案出来

洞爺湖町

合併後の財政健全化に課題

● 総務文教常任委員会／視察日 平成21年10月20日

る人がキーパーソンとして存在していたことも事実ではないでしょうか。

なお、世界に向けて発信された新冠町の廃校に関する情報は、現在、国内のみならずイギリスや台湾、シンガポールなど海外からの問い合わせも後を絶たないそうです。

洞爺湖町は、平成18年3月27日、

旧虻田町と旧洞爺村の合併により誕生しました。東は伊達市、壮瞥町と、西には豊浦町、北にかけては留寿都村に接し、湖と山と海に囲まれた気候温暖な地域で、交通の便がよく観光景観に恵まれ年間400万人もの観光客が訪れる道内有数の観光地であります。人口は平成21年4月1日現在で10、485人、面積は約180km²あり、田は142ha、畑で1,840ha、ほかに噴火湾を中心とする漁業は年間8億円の売上があり、観光は税収の7〜8割と恵まれた

経済条件にあります。

平成20年度にはG8先進国首脳会議が洞爺湖町で開催され、世界に洞爺湖町の存在を強く発信したところでもあります。また、本年8月22日には、2000年に大噴火した有珠山の火山帯の地質遺産を保存するため「世界ジオパーク」に登録され、国内外からも非常に注目を集めているところでもあります。

今回の視察は合併後の町づくりが目的ですが、洞爺湖町は平成20年度決算において、実質公債費比率が29.8%と早期健全化基準で

ある25%を超え、早期健全化団体入りをする事態になっていきます。

視察の中で、この財政問題には非常に触れにくい状況でしたが、議長をはじめ職員方の胸襟を開いた和やかな雰囲気の中で懇談することができました。

財政健全化計画を立てなければならなくなった理由は、やはり有珠山の噴火による影響が一番大きく、観光をメインにしている町にとっては大きな税収の減が痛手になっていますと思われる。具体的には観光宿泊者数の減少に加えて噴火被害による公営住宅の再建築と災害時を含む2度にわたる役場庁舎の建て替えによる借金の元利



洞爺湖町役場にて

償還金が増加したことが大きく響いているとのでありました。

洞爺湖町では、行政改革大綱で、民間委託、指定管理者制度の導入、使用料と手数料の見直し、補助金の見直しなどの基本方針を立て、集中改革プランを実施するため3本柱の定員適正化計画と民間委託等推進計画、財政健全化計画が策定されています。

行政改革大綱のポイントとしては「仕事の改革、人の改革、しくみの改革」を上げ、効率的組織・機構の編成などの6項目を重点事項として取り組んでいます。

組織・機構改革では、本年4月に部制を廃止し、11課のうち6課にグループ制の導入をはかり各課長の権限強化を通じて組織をまとめる試行的取り組みを行い、年度末には精査・検証するということでした。当町でも過去に、農業合同事務所などの新設があったこともあり、両町の意見や情報交換も活発になされました。

現在、事務事業評価制度の導入、管理的経費の削減など細部にわたる取り組みがなされている状況です。事務事業評価は町が行う事務事業が「本当に必要か」、「やり方が適正

なのか」、「効果が上がっているのか」などに着目・点検し、改善につなげていくことなど、厳しい財政状況の中で限りある財源をより効果的に使い、より良いまちづくりを行う手法として取り組まなければならぬと感じました。

洞爺湖町は「まちづくり総合計画」の中で、合併効果を最大限に生かし町民の融和と住民福祉の向上を図り、優れた自然環境を有する「農業と水産業を生かした観光の町」として、また次世代と共に安心して住み続けることのできる「まち」を創造していくとしています。

当麻町は洞爺湖町と比較しますと、地震や噴火などの災害が少なく、非常に気候的、環境的にも恵まれております。両町ともに財政的には決してゆとりがあるとは言えませんが、当麻町においては先人が苦勞をされて積み上げてきたものを、私たちも淡々と築き上げ、次世代に誇れるものとして作り上げていくことが必要であると考えますし、今、町民が安心して暮らし続けることができる「まちづくり」を考えることが大切だと思います。

美幌町

「未来を拓く森林づくり」の

実体を調査

● 産業福祉常任委員会／視察日 平成21年10月28日

美幌町の森林の一部が、平成17年「FSC森林認証」を受けました。その認証とは、森林が環境に配慮し、適切に管理される森林に与えられる国際規格の認証制度で、木材が伐採される森林の状態や、伐採が森林に与える影響がほとんど検証されないまま輸出、消費される世界の木材流通の現状を踏まえ創設された制度で、認証された木材や木製品には認証マークを付けることができ、ほかとの差別化が図れる。FSCとは、森林管理協議会といい、世界の森林を監視する、非営利、非政府の国際組織（本部はドイツ）として活動しており、森林管理のため10の原則と56の基準に基づいて、適正に管理された森林を認証する団体であります。

美幌町では、収益性、持続性の高い森林管理を実現し、林産業の発展を図ろうと、町や森林組合、民間企業の22団体、個人が「未来

を拓く森林づくり協議会」を平成16年に設立し、東京農業大学黒瀧教授にアドバイザーを受け、豊かな森づくりのための森林管理と、森林と人との新たな関係づくりを推進し、地域産業の発展方向等の研究を行うことにより、地域全体の振興を図ることを目的に活動を開始した。



美幌町役場にて

協議会は、「森林管理方針・森林づくり部会」と「森林クラスター・地域活性化部会」、「森林利用・環境教育部会」の3つの専門委員会で構成され、町民参加で、

講演会、植樹会、視察研修など多岐にわたる。また、美幌中学校の森づくりの実践は、総合学習のカリキュラムに取り入れられている。

この活動を含め、町の取り組みが認められ、平成17年10月FSC森林認証を取得した。以後、町産材の付加価値化と利用促進の検討に入った。「COOC認証」とは、

FSC認証材の加工、流通過程の認証制度で、FSC認証された森林から生産された木材、紙などの製品が、加工流通において、非認証材から生産された製品と混ざらないよう、生産者や、販売業者が適切に管理されていることが審査機関によって確認し認証する仕組みで、製材、流通業者、住宅建築工務店が併せて認証を取得をし、美幌COOC認証取得連絡協議会への参加業者は22社となっている。

さらに、平成19年9月、認証木材の利活用、地産地消向上を目的に「町産材活用住宅助成事業」が開始された。町内に良質な住宅を新築または増改築する建築主に対して費用の一部助成する制度で、建築床面積1㎡当り0.1㎡以上かつ総使用量10㎡以上がFSC認証材で、町内のCOOC認証を取得

した工務店等で建築することなど7項目の助成要件があり、総額30万円から75万円の範囲で助成が受けられる事業となっている。この事業による実績は、平成19年度は47戸中3戸、昨年度は39戸中14戸と、地域材を活用した住宅は増加している。

また、地域住宅モデル普及推進事業（国交省補助）を導入し、事業費1億5,400万円、建築戸数5棟のモデル住宅を建て、長期優良住宅総合展示場で平成21年から4年間、日本初の森林認証住宅のモデル展示が進められており、地域材を活用した住宅が増え林産事業が活性化することと思われる。

また、美幌町提案の21世紀環境共生型住宅として、事業費1億円以内（国費100%環境省補助）で里山と田園に囲まれた体験とふれあいの里「みどりの村森林公園」に隣接し、木造2階建てのモデル住宅で、三世代が同居して長く暮らせる住まいを理想型としてFSC認証地域材の使用よりCO₂を低減するとともに、温度差や雪氷熱などをローカルエネルギーとして最大限活用した低炭素な多世代の

家づくりを提案するため検討に入っている。
美幌町森林認証の取り組みは、CO₂をどう削減するかが課題

になっている状況の中、大変有効な施策を実践していた。今後の事業の発展を祈念し、視察を終えた。

新得町

レディースファームスクールの

実践について

●産業福祉常任委員会／視察日平成21年10月29日

新得町の基幹産業は農業であり、農地面積は4,818ha、農家戸数127戸で、畑作55戸、酪農46戸、肉牛12戸、その他14戸となっています。

畑作は、小麦614ha、馬鈴薯219ha、甜菜375ha、豆類284ha、その他牧草で、畜産は乳用雌牛7,453頭、肉牛23,361頭、馬56頭となっており、平成20年度の農業粗生産額は初めて大台101億円を達成しました。

新得町においても農業従事者の高齢化、後継者不足、経営に対する先行き不安から離農する農家が多くなってきており、農村社会の崩壊に繋がる問題を抱えております。

新規就農者対策として、平成12年から「新規就農者支援育成条例」

を創設し3年間の新規就農一時金の補助や搾乳牛導入支援、就農資金無利子貸付など積極的に行い13戸の新規就農者を受け入れてきています。

◎レディースファームスクールの概要

①設置目的

道内では、道外から数多くの女性が農業実習に入ってきておりますが、初めから特定の農家に入っ



レディースファームスクール施設

た場合、1. プライバシーの確保が難しい、2. いつも顔を合わせたり自分の時間がとれない、など生活・環境の面から相当な苦勞があり、実習生と生活を分離し、このスクールで仲間との集団生活をしながらそうした面を少しでも軽減させるとともに、ある程度の技術・知識を習得して、将来円滑に農業に携わることができるよう設立した。

②施設の概要

平成8年に総事業費約3億5千万円（国費50%）で、鉄筋コンクリート2階建て、延床面積は、072㎡で、1階部分は農畜産物加工実習室・講習室・和室、2階部分は、長期研修生が利用する個室10部屋（13畳、バス・トイレ付き）と短期、畑作研修生の団体室1部屋4人（2段ベット、バス・トイレ付き）となっている。

③設立のきっかけ

北海道農業育成担い手センターでの新規就農相談は、平成6年度で1,051件と平成2年度より3倍に増えている。その内、農業体験実習希望者は女性が419件と男性に比べて4倍多く、このニーズに応えられる取り組みとして

女性専用の研修施設とした。（公にしているのが花嫁対策も考えてのことのようである）

④研修内容

農家での実習が主体でほかに農業改良普及センターなど専門家による講義、地元のお母さん方を講師とした農畜産物の加工実習等実用的な農業技術を学んでいる。

⑤経費と研修手当

施設の維持管理費として、1ヶ月個室で1万2千円、団体室で1万円、食費として、酪農研修生は1日2食（朝食は農家で）で1ヶ月2万円、畑作研修生は1日3食で1ヶ月2万5千円、教材費として長期研修生は年間5万円、短期研修生は月5千円となっている。
※ 研修生が受け取る手当は1ヶ月8万4千円で、経費を差し引いて4万9千円程度残ります。

施設の維持管理は年間1,200万円程度で、スクールの運営委員会への助成金、施設が築後12年経過し補修経費がかさんでくるなど年間相当額を一般会計で賄っている状況にあり、その費用対効果の質問に対して町長は、
1、毎年十数名入校し修了後も相当数の方が町内に残り、農業の担い

手として活躍している。（担い手として20名が農業で活躍しており、その内3名が結婚している）
2、受け入れ農家では研修生を受け入れることにより飼育頭数を増やし、生乳生産量の増加により所得の向上につながっている。
3、住宅や牛舎周りの環境整備、事前に仕事の段取りをすることによる時間の効率的な利用など受入農

家の意識の改革が進んでいる。
4、研修生は地域の運動会、町のイベントに積極的に参画し地域が明るくなり地域振興の起爆剤となり活性化に一役買っている。
近年定員に満たない状況にあり定員確保に新たな展開が求められているが、今後も全力を挙げ継続したいと語る町長の農業に対する熱い思いが印象的でした。

「上川支庁管内町村議会議員研修会」が旭川で開催

平成21年度上川支庁管内町村議会議員研修会が昨年の10月26日に□ワジュールホテル旭川で開催されました。

今回は「議員力検定について」と題して議員力検定協会共同代表で法政大学法学部教授の廣瀬克哉氏による講演と、「公会計制度と財務書類等の公表について」と題して公認会計士の川口明浩氏による講演を中心に進められました。

廣瀬氏は「地方自治のことはあまり分からない人が多い。まずは知らないという事実の自覚から」と講演されました。

川口氏は、財政健全化に基づく指標や自治体の財政制度等について問題点などを説明されました。



平成21年（11月26日開催）

第5回臨時議会

条例の一部改正4件と一般会計補正予算について審議しました。
（審議結果は19ページをご覧ください。）



条例

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことに伴い、職員の給与と期末・勤勉手当について改正するものです。

改正内容は、世界的な金融危機による景気の悪化に伴い、民間企業の給与動向を反映させるため、給与を平均0.2%引き下げ、12月に支給する期末・勤勉手当の支給月数を0.15ヶ月分削減し、年間の支給月数を4.15ヶ月分としました。

また、再任用職員の期末・勤勉手当についても引き下げました。

当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、町長、副町長、教育長の期末手当について改正するものです。

改正内容は、人事院勧告により職員の期末・勤勉手当の支給月数が改正されたため職員と同じ支給割合にし、12月に支給する期末手当の支給月数を0.15ヶ月分削減し、年間の支給月数を4.15ヶ月分としました。

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、当麻町議会議員の期末手当について改正するものです。

改正内容は、厳しい経済状況、雇用情勢に伴い、議員自ら期末手当を職員と同じ総支給割合に減額し、本年12月に支給する期末手当の支給月数を0.15ヶ月分削減、年間の支給月数を4.15ヶ月分としました。



補正予算

平成21年度当麻町一般会計補正予算（第6号）

現行の予算に556万2千円を追加し、予算の総額を52億5,761万1千円としました。

◎補正の内容

新型インフルエンザワクチン接種に係るもので、歳出では、衛生費の感染症予防（予防接種）事業で、医療機関への新型インフルエンザワクチン接種委託料、町民税非課税世帯の優先接種者と1歳から中学生までの接種者への新型インフルエンザワクチン接種助成金



議案審議と用語

- 議案とは予算案や条例案など、町長や議員から議長に提出される会議の議題のことです。一般的には、議会の議決の対象となる案件を言い、議長は本会議でこれを上程します。
- 上程された議案について、提出者から提案の理由及び内容について説明を聞きます。
- 次に議題となつている議案に対し質疑を行い、内容や疑問について提出者にたずねます。これは議案審議の段階で最も重要なものです。
- 質疑後、討論を行い議案に対する賛成、反対の理由・意見を述べ賛否を論議します。
- 最後に議長が採決をします。このとき議会の意思決定をするため、議員が賛成または反対の意思を表明することを表決と言ひ、これにより議決し審議が終了します。

を増額補正しました。
歳入では、地方交付税の普通交付税で町費助成分の増額。道支出金の衛生費道補助金で新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金で増額補正しました。

質 疑

問 千葉議員
新型インフルエンザワクチンの接種委託料を、どうして町立診療所で接種を受けた場合でも委託料で支払うのか伺います。

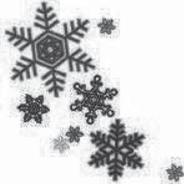
答 健康福祉課長
国の委託事業のため委託費で組んでいます。



報 告

例月出納検査の結果

監査委員より平成21年10月・11月に実施した検査結果が報告されました。



議 会
の
うごき

11月10日
▼
2月10日

11月
10日～14日

- 11月10日 町村議会議長全国大会・上川町村議会議長会現地研修会・上川町村議会議長会臨時総会（議長↓東京都他）
- 19日 全員協議会
- 22日 議会運営委員会
- 30日 文化連盟創立40周年記念式典並びに祝賀会（正副議長・総務文教委員長）
- 12月1日 上川中部消防組合議会臨時会（組合議員↓上川町）
- 1日 上川中央部町議会議事務局長会議（局長↓旭川市）
- 2日 愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会・大雪浄化組合議会定例会（組合議員↓愛別町）
- 3日 上川中央部市・町議会正副議長定例会議（正副議長↓旭川市）
- 4日 総務文教常任委員会

- 11月7日 産業福祉常任委員会
- 8日 市街地区町内会連合会役員及び民生委員合同研修会（正副議長）
- 10日 議会運営委員会
- 15日 産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会
- 16日 野菜・花き育苗施設完成に伴う落成式（正副議長・産業福祉委員長）
- 19日 比布町長町政報告会（正副議長↓比布町）
- 22日 第4回定例会
- 25日 全員協議会
- 29日 議会報編集特別委員会
- 1月5日 水田農業推進協議会
- 6日 当麻米産地形成協議会定期総会
- 10日 上川中央部市・町議会副議長会議
- 18日 当麻消防出初式
- 19日 新年交礼会
- 29日 成人を祝う会
- 29日 消費者行政活性化セミナー（議長）
- 29日 大雪浄化組合議会臨時会（組合議員↓比布町）
- 29日 上川町村議会議事務局長後

- 総務文教常任委員会**
12月4日
- 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 町有財産の無償貸付について
 - 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について



各委員会の活動についてお知らせいたします。

- 2月
- 1日 上川中央部市・町議会定例会議長会議（議長↓愛別町）
 - 20日 期研修会（局長↓旭川市）
 - 27日 議会基本条例研修会（旭川市）
 - 29日 全員協議会
 - 29日 議会報編集特別委員会
 - 29日 当麻町交通安全3団体新年会（議長）
 - 29日 議会報編集特別委員会
 - 29日 上川町村議会議長会役員会（議長↓旭川市）

- 陳情書・意見書について
- 管外行政視察報告書について

産業福祉常任委員会

12月7日

- 人権擁護委員候補者の推薦について

- 農作物の出荷状況について

- 農業経営緊急支援資金利子補給事業の創設について

- 需要即応型生産流通体制緊急整備事業について

- 町有財産の無償貸付について

- 陳情書・意見書について

- 管外行政視察報告書について

議会運営委員会

11月19日

- 議会運営について

12月10日

- 第4回定例会の運営について

- 意見書の提出について

- 常任委員会の管外行政視察報告について

- 閉会中の所管事務調査の申し出について

- 会期及び日程について

議案審議の結果

第4回 定例会

議案番号	件名	結果	議決月日
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	12月16日
議案 第63号	北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について	原案可決	
議案 第64号	財産の貸付について	原案可決	
議案 第65号	平成21年度当麻町一般会計補正予算（第7号）	原案可決	
議案 第66号	平成21年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第2号）	原案可決	
議案 第67号	平成21年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案 第68号	平成21年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
意見案 第7号	サンルダム本体工事凍結解除を求める意見書の提出について	原案可決 賛成多数 賛成 9 反対 1	
	閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認	

第5回 臨時会

議案番号	件名	結果	議決月日
議案 第59号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	11月26日
議案 第60号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第61号	当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第62号	平成21年度当麻町一般会計補正予算（第6号）	原案可決	
発議 第1号	当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	

産業福祉常任委員と 森林組合役員との懇談会

産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会を昨年の12月10日に農業合同事務所で開催しました。

今回は「民有林振興について」というテーマで、始めに森林組合代表理事組合長中瀬巨氏から当麻町の民有林の現況について説明があり、その後、産業経済常任委員と森林組合役員で林道の整備や造林、人材の育成等について熱心な議論が交わされました。



あとかき

新しく年が明けて早くも一ヶ月が過ぎ去ってしまいました。「一月行く」、「二月逃げる」とは良く言ったもので、加齢に伴い月日の経つのがとても早く感じられるのは私だけでしょうか・・・。

さて昨年、国民の圧倒的な支持のもとで誕生した民主連立政権ですが、期待と不安が相半ばする中、長い自民党政権の負の遺産も抱えつつ紆余曲折した政権運営がなされ、新しい展望を伴った「地方主権の時代」がいつ来るのか、不透明な様相を呈しています。

しかし、逆にそんな時代だからこそ、地方に暮らす私たち生活者市民（住民）が、自ら学び自ら判断して中央政府に頼ることなく、主体的に地域の将来やまちづくりを決定していかなければならないのではないのでしょうか。

今年からいよいよ「光通信網の整備事業」が本格的に開始されます。これを機に、行政と地域住民が一体となって新しいまちづくりに邁進されますことを切に希望します。

広報『とうまの議会』も議会と町民を結ぶ情報のパイプ役として、今後とも読みやすい編集を目指し努力して参りたいと思います。今年もご愛読のほど宜しくお願い申し上げます。

(福山)



委員長 福山憲昭
副委員長 田中三夫
委員 山澤勝夫
" " 山成下勝博